様式第１号（第４条関係）

観音寺市本人通知制度事前登録申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

観音寺市長　宛て

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　込　者 | 住　所 | 〒 |
| 氏　名 |  |
| 連絡先 |  |
| 申込者の区分 | □本人　　　□法定代理人　　　□代理人 | |

　観音寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事前登録者氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 | | 年　　月　　日 |
|  |
| 現在の住所  （住民登録地） | 〒 | | | |
| 本　　　　籍 |  | | 筆頭者 |  |
| 連　絡　先 | □自宅　　　□携帯　　　□その他（　　　　　　　　　） | | | |

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 法定代理人の区分 | □未成年者の法定代理人　　□成年被後見人の法定代理人 |
| 氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 住所 | 〒 |
| 連絡先 |  |

注　申請の際に次の書類を提示又は提出してください。

（１）あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）

（２）あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

（３）あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任

状等）

次の欄は記入しないでください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付 | 登録番号 | 本人確認書類 | | 備　　　考 |
|  |  | □本人  □法定代理人  □代理人 | □運転免許証  □住民基本台帳カード  □個人番号カード  □旅券　□在留カード  □その他（　　　　　） | □住民票停止  □戸籍停止 |

観音寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

１　この本人通知制度は、この申請により登録した者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（注１）を第三者（本人等（注２）の代理人又は本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときにその事実について通知するものです。

２　第三者に対し、事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者の住民登録地に観音寺市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

３　第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律及び観音寺市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、本人が開示請求することができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、個人情報の保護に関する法律及び観音寺市個人情報保護法施行条例の規定により、開示される情報については、制限されることがあります。

４　通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、事前登録者と同一の住民基本台帳又は戸籍簿等に記録又は記載されている者であっても登録をしていなければ通知の対象となりません。

５　この制度に登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類（写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、在留カード、旅券、運転免許証その他の本人であることを証するため市長が適当と認める書類。以下「本人確認資料」という。）を提示又は提出してください。

６　代理人により申請する場合は、代理人の本人確認資料及び代理の事実がわかる書類（法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、その他代理人の場合は委任状）を提示又は提出してください。

７　郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請もできます。

８　郵便等により登録の申請をするときは、この申請書に必要事項を記入の上、本人確認資料の写しを同封してください。

９　この申請による登録期間は、無期限です。

10　この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により登録した住所等の内容に変更が生じた場合は届出が必要です。なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。

注１　「住民票の写し等」とは、次のものをいいます。

(１)　住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書並びに戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し

(２)　戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

注２　「本人等」とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明書を請求する場合にあっては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票写し及び戸籍及び戸籍記載事項証明書を請求する場合にあっては、当該戸籍の附票又は戸籍に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます。